

<p>(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供</p>
<p>(事業の名称) 農業集落排水施設啓発普及事業</p>
<p>(関係省庁名) 農林水産省</p>
<p>事業の概要 (事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水施設は、地域内の各家庭から排出される生活雑排水やし尿を処理するといった性格上、各家庭との接続が不可欠。 ・ しかし、未だ接続されていない家屋も多く存在する（全国の未接続率：約22%）が、住民組織体制の弱体化もあり、地域としての取り組み、啓発が十分なされていないところ。 ・ このことから、その住民等に対し、接続の必要性、施設機能の効果等の啓発を行う啓発普及員制度を創設。必要に応じて、研修会等を実施する。
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市町村財政の健全化：接続が進めば、使用料金が徴収できる。 ②地域での雇用：農業集落排水施設は、全国に5,000もの施設が稼働していることから、地域求職者を受け入れやすい。
<p>(先行事例)</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省農村振興局農村整備官 農村整備官補佐 糸賀 / 係長 近藤 電話番号：03-6744-2200 / ファックス：03-3501-8358</p>